

業務指示書

マレーシア国スルタン・アフマッド・シャー海上保安アカデミー訓練機材整備計画 準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月27日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月9日までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海事教育又は海事訓練機材に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

- (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
- (○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/操船システム計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海事教育又は海事訓練機材に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：マレーシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材/設備計画】

- 1) 類似業務の経験：海事教育又は海事訓練機材に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：マレーシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月13日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PBX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MYR1 = 28.4680 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/操船システム計画

機材/設備計画1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.40 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
マレーシア国スルタン・アフマッド・シャー海上保安アカデミー訓練機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
ア) 類似業務の経験	(34.00)	(13.00)
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	13.00	5.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	7.00	3.00
②副業務主任者	(—)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材/設備計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

マレーシア国は、年間9万隻以上の船舶が航行するマラッカ・シンガポール海峡等の国際航路を有している。近年海難事故、海上犯罪(密漁、密輸、海賊、密入国等)や難民の漂流等が増加しているが、マレーシア海上法令執行庁 (Malaysia Maritime Enforcement Agency 以下「MMEA」という) は、操船等において高度な実務能力が備わっていないため、かかる問題への対応が追いついていない。

MMEAは2013年に海上保安訓練センターとしてスルタン・アフマッド・シャー海上保安アカデミー (Academy Maritime Sultan Ahmad Shah 以下「AMSAS」という) を設立したが、海上保安人材の育成や技量向上のための訓練に使用される操船シミュレーターや海事教育訓練機材を保有していないため、十分な訓練が実施できない状況である。

係る状況の中、マレーシア国政府は、我が国政府に操船シミュレーターおよび海事教育訓練機材等の調達に関する無償資金協力「スルタン・アフマッド・シャー海上保安アカデミー訓練機材整備計画」(以下「本事業」という) の要請を行った。本事業によって操船シミュレーターや海技教育訓練機材を調達することにより、様々な状況(実際の操船訓練では実施できない危険な状況を含む)を想定したシミュレーション訓練や、操船状況の記録・再現を通じた課題や問題点の把握が可能となり、海上保安人材の教育と訓練の内容と質の向上が期待されている。

我が国の「対マレーシア国別援助方針」(2012年4月)では協力重点分野「東アジア地域共通課題への対応」が柱として位置づけられており、また、「対マレーシア JICA 国別分析ペーパー」(2014年3月)では海上治安の維持等 ASEAN 域内共通課題への取り組みを推進するとしている。本事業はこれらの方針・分析に合致する。日 ASEAN 首脳会議(2014年11月)においても「テロ及び国境を超える犯罪と闘う協力のための共同宣言」の中で、海賊及び海上武装強盗行為と闘うための協力を強化するとされた。我が国はこれまで MMEA に対し技術協力支援によって海上法令執行や捜索救助を中心に能力強化を図り、日・マレーシア首脳会談(2015年5月)においても、MMEA の能力構築のための協力を継続していく意向があると発表しており、本事業はこれら域内・二国間の協力方針に合致する。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力として適切な概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算を目的として実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

MMEA/AMSASに対して操船シミュレーター、その他の海技教育訓練機材を供与することにより、MMEA職員の海技能力向上のための訓練の内容と質が改善される。

(2) 概要

マレーシア国政府からは、以下の機材、施設が要請されている。

- ① 操船シミュレーター(2船橋タイプ)及びブリーフィング室、インストラクター室等

- ② ボートハット（MMEAが保有する展示用船艇の格納庫（日除け、雨除け））の建設（施設建設）
- ③ 捜索救助指揮シミュレーター（机上訓練室及び機材）
- ④ 機関運転シミュレーター（模擬機関制御室）
- ⑤ 発電機及び位相同期訓練シミュレーター
- ⑥ 通信訓練機材

なお、本事業は、日本政府により機材供与案件として承認されていることから、施設建設が主体となる「②ボートハットの建設」については、本事業および本業務の対象外とする。

(3) 対象地域（サイト）

AMSAS本部 Sungai Ular, Gebeng 26100 Kuantan, Pahang Darul Makmur, Malaysia

(4) 実施機関

マレーシア海上法令執行庁（Malaysia Maritime Enforcement Agency）
スルタン・アフマド・シャー海上保安アカデミー（Academy Maritime Sultan Ahmad Shah）

(5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

① 無償資金協力

- ・海上警備強化機材計画（2008-2009 7.5 億円 夜間暗視装置 40 台、双眼鏡型レンジファインダー40 台、デジタル携帯無線機 60 機、複合型高速艇 4 隻）
- ・海上密輸等取締能力強化計画（2009-2011 7.1 億円 高速艇 10 隻、携帯型赤外線監視カメラ 14 基）

② 技術協力

- ・海上保安能力向上プロジェクト（2009 年 6 月～2013 年 7 月）
- ・海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト
(2013 年 7 月～2017 年 3 月)

2) 他ドナー等の援助活動

MMEAに対し、米国は制圧技術等への協力、豪州は人身売買・密輸入対策のセミナー等を支援。また、仏国は航空機運用等の技術的支援を実施。

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提とし、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行う。また、概略設計に基づく概略事業費の積算を行うとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、マレーシア国政府から要請のあった「スルタン・アフマド・シャー海

上保安アカデミー訓練機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、第一回現地調査において機構がマレーシア国側と合意する協議議事録に基づいて実施する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方針

本調査においては、①要請内容の確認、無償資金協力制度の説明・協議、関連情報の収集を行うための現地調査、②供与機材の選択及び当該機材の設計方針を先方関係者に説明する調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査、合計3回の現地調査を予定している。第1回および第3回の現地調査においては、機構の調査団員の参加を想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分に機構と協議を行い、日本側関係者が出席する各段階の会議において以下の点につき、確認・報告する。

1) 第1回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を確認する。

2) 第1回現地調査

調査方針、調査計画に基づいて現地調査を行う。

3) 第1回現地調査帰国後

現地調査の帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、供与機材の範囲を協議するとともに、当該機材の設計・積算の方向性を確認する（6.（9）の4）に関係する）。

4) 第2回現地調査

3)の設計・積算方針会議で決定した内容をマレーシア国側関係者に説明する。
(6. (9) の 4) に関係する)

5) 第3回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

「準備調査報告書（案）」に基づき、事業内容を確認する。

6) 第3回現地調査

5)の準備調査報告書（案）の内容を、マレーシア国側関係者に説明する。

7) 第3回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

機構からの求めがあった場合、マレーシア国側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業内容を報告する。

(3) 海上保安人材育成・訓練計画の調査

1) MMEAは日本の海上保安庁に類似する海上法執行・海難救助機関であり、AMSASはMMEA傘下の海上保安人材の育成・訓練機関である。要請機材は、MMEAの海上保安人材の育成と訓練に活用されることから、MMEA/AMSASの人材育成計画、訓練計画等を調査し、調査結果を本事業の機材の仕様や計画策定に反映させる。

現在、MMEA/AMSASは、他機関（国防大学、マレーシア海事アカデミー、Ungku Omar ポリテク、航空局等）の各種シミュレーターや海技教育訓練機材を借用して、職員の海技技術向上のための訓練や研修を実施しているとのことである。従って、他機関のシミュレーターや機材の仕様、及び訓練の内容、問題点等も調査する。

また、機関や発電機の機器の訓練には、コンピューターの訓練ソフトを使っているので、同システムの訓練の内容や問題点も調査する。

- 2) また、MMEAは、将来的には、AMSASをASEAN各国の海上保安機関の人材育成機関として活用する計画（広域研修機関）を有している。ASEAN各国向け広域研修機関計画の進捗状況や内容を調査し、本事業で調達する機材の活用方針を確認する。
- 3) 現在、MMEAに対して、海上法執行人材育成に関する技術協力協力プロジェクトを実施中（2017年3月末終了予定）である。当該技術協力プロジェクトの成果と、今次要請機材の関係性について、マレーシア国側の考えを聴取する。また、マレーシア国側が、当該技術協力プロジェクトの後継案件の要請を検討している場合には、後継案件の概要や今次要請機材の活用案等について聴取する。

（4）機材運用体制についての調査

操船シミュレーターや海技教育訓練機材を使用した訓練においては、指導教官の配置、カリキュラムや教材の作成等の機材運用体制の整備が前提条件となる。よって、MMEA/AMSASの機材運用体制について詳細に調査する。

（5）機材維持管理計画についての調査

操船シミュレーターや海技教育訓練機材を維持管理するためには、毎年必要となるメンテナンス費用、数年毎に必要となる機材更新費用（例 PC更新費用）等が必要である。機材毎に維持管理項目を整理し、必要な維持管理費を積算する。

また、MMEA/AMSASの予算内容（予算実績、予算費目、金額等）は、MMEA/AMSASの本事業に関する維持管理能力を計るうえで極めて重要である。MMEA/AMSASの予算内容については、特に詳細に調査し、本事業で調達する機材にかかるMMEA/AMSASの維持管理能力及び維持管理体制を精査する。

（6）調達計画策定に関する調査

操船シミュレーターや海事教育訓練機材を製作している本邦企業の数は少ないことが想定される。従って、調達計画策定においては、本邦調達および第三国調達の両方を検討する。

また、調達先の検討においては、機材据付後のメーカーによる保守管理契約（システムバグ対応、故障対応等）の体制、内容、価格等も調査する。

（7）相手側負担事項に係る検討

先方負担事項（機材据付場所の整備や付帯工事、運用・維持管理等）の項目を整理し、必要な予算額を見積もる。無償資金協力により負担する事項とマ側負担事項を整理する。マレーシア国側の負担能力が不十分と判断される場合には、対応策を検討する。

（8）環境社会配慮等に関する情報収集

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン）上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影

響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、JICA環境ガイドライン上、カテゴリCに分類されている。

6. 業務の内容

- (1) インセプション・レポートの作成、説明、協議
 - 1) 要請書及び関連資料の分析・検討を行い、本事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえてインセプション・レポート及び質問票を作成する。
 - 2) 機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。
- (2) 事業の背景、目的、内容の確認
 - 1) 2040 年までの MMEA の長期計画「PPSMM2040」を確認し、MMEA 長期計画内での本事業の位置づけを確認する。
 - 2) 作成した質問票を直接もしくは機構のマレーシア事務所を通して関係機関に事前配布し、現地調査期間中に回収・分析する。
 - 3) 本事業要請の経緯と内容を確認し、本事業の必要性と妥当性を確認する。
- (3) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査
本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び得られた課題・教訓等を確認し、本事業の計画策定に活用する。
- (4) 事業の実施体制の確認
先方実施機関となる MMEA/AMSA の現状（財務状況、人員体制、訓練・研修実施状況（受講者実績、推移含む）、所有施設や機材の運用・維持管理体制（人員、予算、施設、技術）等）を調査し、本事業の実施機関として問題がないか確認するとともに、必要に応じて改善策を提言する。
- (5) 海上保安人材育成・訓練計画の調査
 - 1) 今回要請されている操船シミュレーターや海技教育訓練機材は、MMEA 職員の訓練や研修への活用が想定されている。従って、MMEA/AMSAS の人材の採用・育成や訓練に関する計画（人数、内容、スケジュール、人材レベル等）を調査し、要請機材の必要性、規模等を検討する。
 - 2) 現在、MMEA/AMSAS は、他機関（国防大学、マレーシア海事アカデミー、Ungku Omar ポリテク、航空局等）の各種シミュレーターや海事教育訓練機材を借りて職員の訓練や研修を実施しているとのことである。従って、他機関のシミュレーターや機材の仕様、及び訓練の内容、問題点等も調査する。
また、機関や発電機の機器の訓練には、コンピューターの訓練ソフトを使っているので、同システムの訓練の内容や問題点も調査する。
 - 3) また、MMEA は、将来的には、AMSAS を ASEAN 各国の海上保安機関の人材育成機関として活用する計画（広域研修機関）を有している。ASEAN 各国向け広域研修機関計画の進捗状況や内容を調査し、本事業で調達する機材の活用方針を確

認する。

(6) 機材運用及び維持管理計画についての調査

1) 機材運用体制についての調査

今次要請されている機材を使用して職員の訓練や研修を行う場合、知識を有する指導教官（オペレーター）の配置、メンテナンスを専門に担当するコンピューター技術者の配置、訓練や研修内容に応じたカリキュラムや教材等の機材運用体制の整備が必要である。MMEA/AMSAS の教官の人数、レベル、人材育成計画、それらに関する予算等を調査する。

2) 機材維持管理計画についての調査

機材の維持管理に必要な項目、必要な金額を見積もるとともに、マレーシア国側の維持管理に係る体制、計画、予算措置等を確認・検討し、必要に応じて改善策を提言する。特に MMEA/AMSAS の予算の内容と実績は詳細に調査する。

機材の維持管理には、毎年必要となるメーカーとの保守管理契約、数年毎に更新が必要となる機材（パソコン、モニター、プロジェクター）の更新費用、ソフトのバージョンアップ費用等が必要と想定される。供与機材毎に維持管理の項目を整理し、項目毎に維持管理費用を見積もる。当該見積額をマレーシア国側に提示し、MMEA/AMSAS の維持管理費負担能力に応じた機材構成とする。

特に、操船シミュレーターについては、航海計器や大景表示装置（モニター）の仕様により、様々なオプションが選択可能であり、それにより維持管理費用も大きく異なることから、複数のオプションを示し、先方の維持管理能力に最も適した仕様とする。

また、操船シミュレーターにおいては、据付後にシステムの拡張（例 シミュレーションシナリオの追加、船舶や港湾の追加等）も想定されうる。従って、マレーシア国のシステム拡張計画を確認し、拡張性のあるシステムとなるよう留意する。

3) マレーシア国その他機関における機材運用・維持管理状況の調査

マレーシア国においては、海軍、運輸省海事局、マレーシア海事大学も操船シミュレーターや海技教育訓練機材を保有し、関係者の訓練や研修を行っている。これら機関のシミュレーターや海技教育訓練機材の運用、維持管理状況、維持管理予算等を調査し、得られた教訓を本事業の運用・維持管理計画に活用する。

4) 過去の類似案件の教訓の活用

本件の運用・維持管理計画検討の際には、過去の類似案件からの教訓も考慮する。具体的には、トルコ共和国の技術協力「海事教育向上計画」（2000 年 4 月～2005 年 3 月）において操船シミュレーターが供与機材として供与されている。同案件の事後評価において、メンテナンスを専門に担当するコンピューター技術者の配置や調達機材のシステム更新にかかる予算措置についての問題が指摘されている。同プロジェクトからの教訓を、本事業の運用・維持管理計画策定に活用する。

（JICA の HP の事業評価案件検索において、「海事教育向上プロジェクト」で検索）

(7) 機材据付場所、先方負担事項についての調査

事前に収集した情報によれば、マレーシア国側は、AMSAS 内に要請機材の設置場所を既に確保している。当該設置予定場所の適切性（広さ、高さ、搬入経路、電源等）を調査する。

設置予定場所の拡張、電源や通信環境整備等の追加工事が必要な場合は、工事の内容および概算額を整理のうえマレーシア国側に提示し、マレーシア国側の負担について合意する。

(8) 機材調達先、第三国調達についての調査

- 1) 操船シミュレーターや海事訓練機材を製作している本邦企業の数は少ないと考えられる。従って、第三国調達の可能性を排除せず、本業務において第三国調達の可能性も検討し、調査する。
- 2) 調達先の検討においては、機材据付後のメーカーによる保守管理契約の体制、内容、価格等も調査する。

(9) 機材計画の策定

機材計画の策定においては、以下の事項を調査、検討し、適切な機材構成、仕様を検討する。

- 1) 前述の「(5) 海上保安人材育成・訓練計画の調査」および「(6) 機材運用及び維持管理計画についての調査」の調査結果
- 2) 操船シミュレーターには、シミュレーションに必要な船舶、港湾施設、海図、大景を表示するための映像情報等の情報をシステムに入力することが必要である。これらの情報の内容、数量（船舶数、港湾数、海域数等）の検討においては、MMEA/AMSAS の訓練計画の内容と情報の取得可否を踏まえる。
なお、マレーシア国の船舶、港湾、海域の映像等の情報は、本邦受注業者が、マレーシア国政府との契約後に取得し、システムに入力することになる。従って、本邦受注業者による情報取得の可否、取得方法を調査し、必要な期間等について検討する。
- 3) 前述の「(7) 機材据付場所、先方負担事項についての調査」の調査結果
- 4) 前述の「(8) 機材調達先、第三国調達についての調査」の調査結果
- 4) 機材計画を検討する際には、上記調査結果をもとに、第一回国内解析において機材毎および機材の仕様毎に、機材費、維持管理内容と費用、システム拡張性、マレーシア国側による追加工事の内容と費用等を一覧表に整理し、第二回現地調査の際に複数のオプションをマレーシア国側に提示し、協議すること（例操船シミュレーターの場合、プロジェクター投影型とLCDモニター投影型では、維持管理の内容と費用に大きな違いが発生するので、オプションとして提示する）
- 5) 5) の第二回現地調査の結果を踏まえて、事後の国内解析において、詳細な機材計画を検討する。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達など）

- 1) 現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

- 2) 調達に係る関連法規について調査する。
- 3) 現地業者(含第三国)の能力を調査する。
- 4) 機材の調達先(現地調達、第三国調達、本邦調達)、調達方法、調達期間、調達価格について調査する。
- 5) 必要機材の輸送の方法・経路・期間、通関(免税措置)等を確認する。

(1 1) 事業内容の計画策定

本業務での調査結果及びJICAとの協議を踏まえ、本事業の計画策定(概略設計、機材仕様書(案)の作成)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

- 1) 計画・設計の基本方針
MMEA/AMSASの海保人材育成・訓練方針、機材調達後の運用・維持管理体制と能力、機材調達計画等についての対応(設計)方針等を整理し、操船シミュレーターや海事訓練機材の仕様や台数を計画するとともに、設計基準を設定する。
- 2) 基本計画(機材の基本的仕様)
上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。
- 3) 機材仕様書(案)
- 4) 機材調達計画
 - ア) 計画方針(内容、数量)
 - イ) 調達、輸送
 - ウ) 調達上の留意事項
 - エ) 調達管理計画
 - オ) 建築計画(据付場所の拡張、電源、通信環境関連の工事等)
 - カ) 調達工程計画
- 5) 機材維持管理計画

(1 2) 技術支援の必要性の有無と内容の検討

本事業で調達する機材の運用・維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン(2010年版)を参照のこと。

(1 3) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項(設置予定場所の拡張、電源や通信環境整備等の追加工事、各種許可の取得等)のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国側政府に要請し、確約を取り付ける。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時

の相手国側負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時に更に精査・更新されていくものである。免税情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(14) 無償資金協力事業の説明

JICA 側にて無償資金協力事業の説明を行うが、適宜補足・支援を行う。特に実施段階での Banking Arrangement(B/A) や Authorization to Pay(A/P) の手続きについてでは先方実施機関に対し、十分な説明を行い、理解の促進を図る。

(15) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）（以下、「設計・積算マニュアル」）に準拠して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの機材編を参照して積算を行う。

(16) 事業実施に当たっての留意事項の整理

本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) 事業の評価指標設定

本事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する（評価対象事業 3 年目に事後評価を実施するとともに、10 年後（及び必要に応じ 5 年後）に計画の活用状況について調査予定である）。

本事業においては、「シミュレーターや海事訓練機材を活用した MMEA/AMSAS 職員の訓練・研修人数」、「MMEA/AMSAS のシミュレーターや海事訓練機材を活用した広域研修の受講者数」等を指標として想定している。その他に事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要とされる調査がある場合には、プロポーザルで提案することとする。

(18) 準備調査報告書（案）の作成・説明・協議

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。準備調査報告書（案）をマレーシア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

（19）準備調査報告書等の作成

マレーシア国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書（案）
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集（デジタル画像 40 枚程度（機材のイメージ図等）、可能であれば動画（3 分程度）を含む）
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（10）を本契約の成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方関係機関との協議や国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート： 和文 3 部、英文 13 部（うち、先方政府分 10 部）
- (3) 現地調査結果概要： 和文 7 部
- (4) 準備調査報告書（案）： 和文 7 部、英文 13 部（うち、先方政府分 10 部）
（機材仕様書（案）を含む）
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書： 和文 2 部
- (6) 機材仕様書（案）： 和文 3 部、英文 4 部
- (7) 概要資料： 和文 2 部及び CD-R 1 枚
- (8) 準備調査報告書： 和文（製本版）5 部及び CD-R 2 枚
英文（製本版）5 部及び CD-R 2 枚
和文（簡易製本版）3 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集： CD-R 2 枚
（デジタル画像 40 枚程度、3 分程度の動画を含む）
- (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については設計・積算マニュアルの機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012 年 11 月改訂版）」に準拠することとする。

注3) (8) 準備調査報告書（和文： 製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として

- 準備調査報告書（和文（簡易製本版））を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年6月中旬に事前準備を開始し、6月下旬より第1回現地調査、9月中旬に第2回現地調査、2017年1月中旬に第3回現地調査を実施することを想定する。2017年1月下旬までに概要資料、2017年2月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期	2016年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2017 1月	2月
事前準備		□								
第1回現地調査			■							
国内解析				■	■	■	■			
第2回現地調査					■					
第三回現地調査									▲	
概要資料提出									▲	
準備調査報告書提出									▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約18M/M

(2) 業務従事者の構成（案）：

- 1) 業務主任／操船システム計画（2号）
- 2) 機材／設備計画1（2号）
- 3) 機材／設備計画2
- 4) 建築計画
- 5) 調達計画／積算

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 貸与資料及び関連資料

(1) 貸与資料

以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ
(Tel:03-5226-8161)にて貸与可能。

- ・無償資金協力要請書（操船シミュレーター関係）
- ・無償資金協力要請書（海事教育訓練機材）

(2) 関連資料

「トルコ共和国 海事教育向上計画」の中間評価および終了時評価調査の報告書が、JICA図書館から入手可能 (<http://libopac.jica.go.jp/> で検索)

5. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1回現地調査（2016年6月下旬）

- 1) 団員構成：総括、操船シミュレーター計画、海事教育計画、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の内容を検討し、双方の合意事項に関するミニッツを取り纏める。

(2) 第3回現地調査（準備調査報告書（案）説明）（2017年1月中旬）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）に関する双方の合意事項などに関するミニッツを取り纏める。

6. 現地再委託

現地調査においては、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要がある場合は、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国的一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中は原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査を実施することを妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

当地の治安状況については、在マレーシア日本大使館及びJICAマレーシア事務所に

おいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、JICAマレーシア事務所と常時連絡が取れる留意することとし、現地作業中ににおける安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上